

1 策定の背景

(1) 国の動向

教育基本法改正（平成 18 年 12 月法律第 120 号）により、政府による教育振興基本計画の策定及び公表の義務づけ（教育基本法第 17 条第 1 項）

第 1 期教育振興基本計画（平成 20 年 7 月 1 日閣議決定）・・・参考資料 1

※ 教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、平成 20 年度を起点とした今後 10 年間を通じて目指すべき教育の姿と、平成 20 年度～24 年度までの 5 年間に総合的かつ計画に取り組むべき施策の 4 つの基本的方向性を示した。

《目指すべき教育の姿》

- ① 義務教育終了までにすべての子どもに自立して社会で生きていく基礎を育てる。
- ② 社会を支え発展させるとともに国際社会をリードする人材を育てる。

《基本的方向性》

- ① 社会全体で教育の向上に取り組む。
- ② 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる。
- ③ 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える。
- ④ 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する。

第 2 期教育振興基本計画（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）・・・参考資料 2

※ 「自立」・「協働」・「創造」の三つの理念を基軸とした生涯学習社会を構築する必要があるとして、教育行政においては、教育基本法の理念を踏まえ教育の再生を実現するために 4 つの基本的方向性を設定し、その方向性に基づいた 8 つの成果目標と 30 の基本施策を示した。

《基本的方向性》

- ① 社会で生き抜く力の養成
- ② 未来への飛躍を実現する人材の育成
- ③ 学びのセーフティネットの構築
- ④ 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

(2) 富山県の動向

地方公共団体は、国の計画を参酌し、地域の実情に応じた基本的な計画を定めるよう努めなければならない旨を規定（教育基本法第 17 条第 2 項）

富山県教育振興基本計画（平成 25 年 9 月 30 日策定）・・・参考資料 3

《基本理念》

富山から世界に羽ばたき、未来を切り拓く人材の育成～真の人間力を育む教育の推進

- ・ 変化する社会に果敢にチャレンジし、生き抜いていく確かな力を育てる
- ・ 優れた知性、豊かな心、たくましい体を持った「元気とやまっ子」を育てる
- ・ 富山県の特徴を生かした富山スタンダードを推進し、国内外から評価される教育システム

の確立を目指す

《基本施策》

- ① 子どもの可能性を引出、才能や個性を伸ばす教育の推進
- ② 子どもの健やかな成長を支え元気を創造する教育の推進
- ③ 学校、家庭、地域で取り組む子どもの成長支援
- ④ 社会の変化と多様なニーズに対応した高校や大学等の教育環境の充実
- ⑤ ふるさとを学び楽しむ環境づくり
- ⑥ 生涯をとおした学びの推進
- ⑦ 元気を創造するスポーツの振興

《計画期間》

平成 25 年度から平成 29 年度までの5年間

2 魚津市教育振興基本計画の基本的な考え方

(1) 計画の位置づけ

策定する基本計画は、国の第2期教育振興基本計画及び富山県教育振興基本計画を参酌し、また、第4次魚津市総合計画との整合性を図りながら、本市がめざす教育の姿（基本理念・基本目標）を明確に示し、それらを確実に実現するために必要な教育施策や取り組みを体系的に整理した、本市として初めて策定する教育に関する基本的な計画

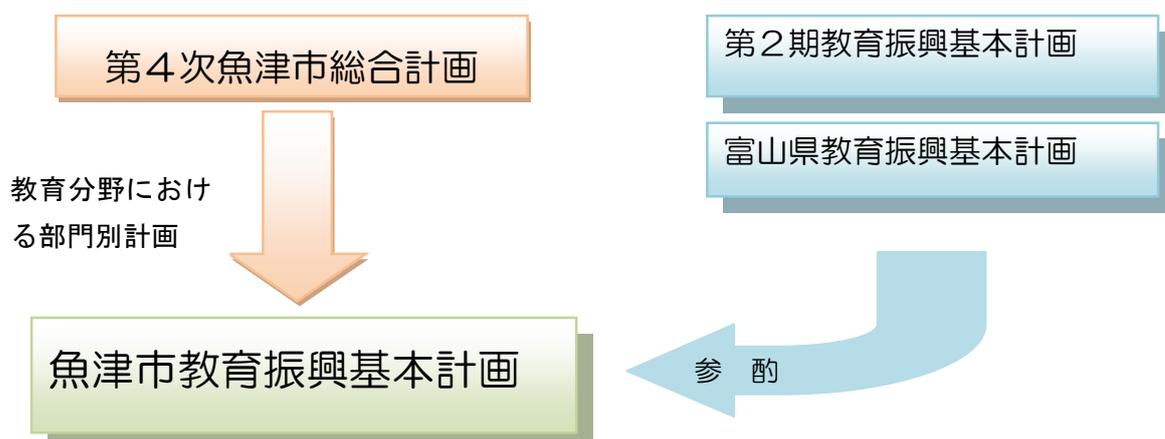
- ① 教育基本法第 17 条第 2 項に規定する魚津市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- ② 魚津市における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築するおよそ 10 年先を見据えた長期的な視点に立った計画
- ③ 魚津市の最上位計画である第4次総合計画の教育分野における部門別計画

(2) 計画期間

平成 28 年度～平成 32 年度（必要に応じて見直し）

(3) 策定主体

魚津市 魚津市教育委員会



3 検討の進め方

- (1) 魚津市教育振興基本計画策定委員会（平成26年度～平成27年度）
○策定委員会・・・12名で構成する委員会。策定委員会事務局の原案に、提言等を行う。平成27年2月に第1回を開催し、平成28年2月頃まで計4回程度開催予定。
- (2) 市民等の意見反映
広く市民、関係団体の意見を聴き、計画に反映させるため、計画（素案）について、パブリックコメントを実施する（平成27年11月頃）。

【計画策定の体制】

